

川崎市南部児童相談所一時保護所 様

一時保護所の子どもの生活・支援に関する外部評価 報告書

令和 7 年 2 月

第三者評価機関 株式会社 R-CORPORATION

(神奈川県認証第 5 号)

〒231-0023 横浜市中区山下町 74-1 大和地所ビル 9F



一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価

実施方法

評価機関 株式会社 R-CORPORATION は以下の方法で川崎市南部児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施しました。

〈評価の方法〉

平成 28 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者の手引き（令和 5 年度版）」を用いて、次の方法で実施しました。

1. 自己評価表・アンケート

■自己評価

64 項目について、一時保護所職員に自己評価を実施後、所全体のとりまとめ評価を行い、とりまとめた評価を所としての自己評価の結果とし、評価機関が送付を受け、評価調査者が分析を行いました。

■子どもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中の子どもに対してアンケートを実施しました。実施後、評価機関で集計・分析を行い、アンケート集計結果は評価調査者が送付を受け、また、一次分析として調査訪問 1 週間前に施設へ送付を行いました。

2. 事前提出準備資料

評価に必要なと思われる資料を施設から徴し、評価調査者が精査しました。

3. 実施調査

（1 日目）

- 1) 基本情報シートによるヒアリング
- 2) 各評価項目について確認
- 3) 児童ヒアリング
- 4) 職員ヒアリング
- 5) 各評価項目について確認
- 6) 生活観察・施設内見学
- 7) 観察会議の見学

（2 日目）

- 8) 申し送りの見学
- 9) 各評価項目について確認
- 10) 総括

4. 報告書の提出

〈評価項目の評価〉

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は「S～C」の4段階で評価を行いました。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取組が実施されている 他一時保護所が参考にできるような取組が行われている状態
A	適切に実施されている より良い業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取組が十分でない Aに向けた取組の余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

【目次】

<i>Contents</i>	<i>page</i>
一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価の実施方法	2
目次	3
総評	4
課題、取組むべき事項、具体的な取組内容の提案等	7
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	8
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	10
第Ⅲ部 一時保護所の運営	12
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	16
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	17

別紙資料

■入所児童アンケート結果（1次分析として送付済）

総 評

(令和 6 年 12 月 6 日～7 日 実地調査実施)

【川崎市南部児童相談所一時保護所の概要】

●川崎市南部児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）は、川崎市幸区内に設置されています。また、南部児童相談所は、川崎市の中央児童相談所としての他 2 児童相談所に対する支援機能を有すると共に、管轄区域を、川崎区・幸区・中原区としています。

●南部児童相談所の開設は、平成 23 年 4 月 1 日で、定員は男子 14 名、女子 14 名、幼児 12 名の計 40 名です。入所者数は、第三者評価調査日（12 月 6 日）時点で、男子 27 名、女子 22 名の計 49 名であり、入所定員を 9 名超過していました。また、平均年齢は約 11 歳、平均入所期間は約 3 か月でした。職員は、常勤職員 37 名、非常勤職員 39 名の計 76 名で構成され、常勤職員の職種は児童指導員、保育士、看護師、栄養士で、非常勤職員の職種は、児童指導員、学習専門支援員、栄養士、心理士、用務員となっています。一時保護所の特徴的な取組として、「こどもの権利を意識した関わり」と、「動物介在活動（介助犬とのふれあい）」を掲げて取組んでいます。

【特に優れていると認められる点】

1. 「子どもの権利を尊重し、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援と対応」

子どもには入所後、速やかに携帯用の権利カードを渡すと共に、子どもの権利について分かりやすく説明しています。また、子ども 1 人に担当が 2 名付き、生活の中で常に子どもの意見を傾聴する体制が構築されています。また、意見箱や子ども会議等、子どもが意見等を述べやすい環境が用意されています。さらに、第三者委員による苦情解決の仕組みに加え、オンブズパーソンに手紙を出すことができる機会が設けられており、意見表明等支援事業は、令和 6 年 11 月から活用される等、子どもの意見を聴取する多様な機会が設けられています。意見箱については、一時保護所の係長が速やかに対応すると共に、日常や子ども会議での意見・要望には、即時対応が図られ、組織的に検討すべき内容は職員会議で検討し、適切な対応が図られています。一時保護所の中核的な役割でもあります、丁寧に子どもの行動観察が成されています。月に 2 回、必要に応じて随時、一時保護所の長が主宰する観察会議が開催されています。観察会議の結果は、所長まで報告されます。第三者評価の調査日に開催された観察会議に陪席しましたが、個々の子どもの現状や、退所に向けての課題解決の見立てを担当者が発表し、職員が意見を出し合い、同じ方向で子どもを支援していく体制が図られていること、そして、子どもの行動から気持ちを読み取り、自分で選択して行動を進めていける方法を模索している取組姿勢等が理解できました。また、会議の中では必ず、担当職員の対応に労いの言葉がかけられ、一人ひとりの子どもに職員が協働して向き合っていることが、会議を陪席している調査者にも伝わってきました。虐待を経験し自己肯定感が低い子どもも多く見られるため、職員には、子どもが被害を受けている前提で理解を促し、子どもができたこと、できることを褒めながら、子どもだからではなく、人間として尊重した適切な対応を行っています。子どもの意見を傾聴し、できることもあればできないこともある中では、できないと返すのではなく、理由を伝え、代替案を一緒に考える等、子どもに寄り添う支援に努めています。子どもには、常に自分が思っていること等を表現で

きる環境を作るよう、職員が細かく関わり、日々改善の中で子どもを育む姿勢で取り組んでいます。

2. 「子どもたちが安心できる保護所作りに向けた取組」

一時保護所では、「一時保護所の理念（考え方）」に基づき、「安全で安心できる保護所」を基本目標に、「子どもたちが安全で安心できる保護所づくり」に取り組んでいます。取組は、「一時保護所事業評価表」にて、毎年の取組実績が評価され、改善に向けた翌年度の取組の方向性を明示し、見直し・改善が図られています。特に評価できる取組として、子どもたちの日中活動に、多彩なレクリエーション活動と食育活動を取り入れていることが挙げられます。一時保護所は子どもが短期間生活する場所ですが、折々に在籍する子どもたちのために、職員は子どもたちの生活に潤いやバリエーションを与える活動を企画しています。日常的に体育館や幼児用のテラス、外庭での遊びや運動を多く行うと共に、定期的に所外にも出かけています。外出先については、子どもたちの意見を踏まえて計画を立てて行っており、水族館や映画、カラオケ、バッティングセンター、走ることのできる広い公園や企業のグラウンド等に出かけ、外食やテイクアウト等も楽しんでいます。また、正月や、ひな祭り、七夕、子どもの日、クリスマス会、誕生会等の各種行事が実施されています。一時保護所の特徴として、日本介助犬協会の協力を得て、毎月介助犬と子どもたちが交流する活動を行っています。こうした試みは、子どもたちの感性を育むと共に、安心と安定につながる生活環境の実現に大きく寄与していると認められます。食育活動については、食習慣が身に付いていない子どもたちが多いことを踏まえ、栄養士を中心に一時保護所の職員が協働して食育に取り組んでいます。食事のマナーや咀嚼、箸の持ち方等を日常教えると共に、年間の食育計画を立て、骨付きの魚の食べ方、栄養のバランス、栄養素（3色分類）、年末年始の行事食、コンビニ食品の選び方、旬の食材紹介等を毎月行い、家庭的な生活習慣作りを実施しています。

3. 「職員の専門性の向上、意識の共有化が図られたチーム力」

日頃の OJT と共に、下記に記載する充実した職員研修を基に、職員は日々、自信と意欲を持って子どもの支援に取り組んでいます。チーム力の発揮については、一時保護所側でも評価している通り、特筆すべきものがあります。職員間の関係性は良好で、支援の場面や会議の場で意見を出し合い、協力しながら業務遂行が行われています。例えば、新たな保護が発生した場合等、既保護児童と新たな保護児童との状況を踏まえて部屋割りを決定しますが、上下や職種の関係なく、適切な対応ができるよう「児童を真ん中に置いた」検討が開始されています。第三者評価の調査の中で陪席した、観察会議と朝の申し送りの中でも、全ての職員が子ども中心の視点で、子どもにとってより良い方向を模索していることが理解できました。観察会議では、個々の子どもの日頃の行動観察が丁寧に行われ、子どもの状況や家庭環境、今後の取組課題や、担当者の考え方が支援方針の中で明確化されており、限られた時間の中で効率的かつ密度の高い議論や提案が成されていました。特に、担当者の見立てや支援方法について、担当者の労をねぎらいつつ、建設的且つ積極的な議論が交わされており、一時保護所一体となったチームで、子どもに寄り添う支援に取り組んでいることが、十分に感じられました。朝の申し送り事項でも、その日の出勤者全員参加で、フロアごとの子どもの様子や、配慮事項、行事予定等が共有され、職員は、真剣に耳を傾けると共に、メモや確認発言等が行われており、熱気が伝わってきました。なお、一時保護所の取組の評価は、毎年「一時保護所事業評価表」により自己評価が実施され、取組の改善が継続的に図られています。職員の研修については、毎年度研修計画を立案し、内部研修と外部研修を実施しています。内部研修については、弁護士や外部講師による、「第三者委員・アドボケート（代弁）の取り組み」、「こどもの理解と対応」、「こども中心の

対応とは」、「里親支援の在り方」等、専門性の高い研修が毎月、実施されています。外部研修については、スキルアップ研修や、国立武蔵野学院付属人材育成センター等の研修機関の実施する研修に職員を派遣して、専門性の向上を図っています。

4. 「職員の子どもに寄り添った対応」

子どもの性的問題への対応については、性的被害等の問題を抱えた子どもの受入れに際しては、事前に入ってくる様々な情報を職員間で共有し、子どもの心情に配慮しながら統一的な対応を図っています。子どものケアや保護理由の開示等に当たっては、保健師や心理士、医師の支援やアドバイスを得ながら、職員間で対応方法を話し合い、丁寧な関わりに努めています。一時保護所の中では、小学生を対象に、紙芝居や絵本等を使って、プライベートゾーン等の性教育を行っています。また、他害や自傷行為を行う児童への対応については、職員間で事前情報を共有すると共に、最悪の事態を想定しながら居室の場所や職員配置を検討して、細心の注意を持って職員間で連携して対応しています。また、必要に応じて児童福祉司や児童心理士司の応援を得て対応を強化しています。無断外泊を行う子どもへの対応については、危険回避のため深追いをし過ぎないことを職員間で共有しています。また、最悪の事態が生じた場合の対応方法についても職員に周知が図られており、無理な追跡はせずに、速やかに行方不明届を警察に提出しています。子どもが戻った時には、「おかえり、心配したよ」と、受入れの言葉を子どもに伝えています。

【特に改善が求められる点】

1. 「性的マイノリティの子どもの受入れ方針の確立について」

性的マイノリティの子どもに対しては、グループでの生活や施設の構造上の制約上、可能な範囲での対応に限られています。性自認の異なる子どもが入所した場合は、入所前に戸籍上の性別で扱うことを伝えて、入所後は子どもの希望を尊重して名前の呼び方や、衣服の色等の工夫を行い支援しています。一時保護所においても、性的マイノリティの子どもが、自分の意思や要求に沿って生活ができるよう、全国統一した受入れ方針の確立が求められます。

2. 「『個別児童』の学習支援の充実について」

個別で生活する中・高校生の平日の日課は、朝7時起床、朝食後、TV・ゲーム、プリント学習、昼食後はおやつ・入浴を挟み、自由時間、DVD・ゲーム、夕食後、就寝前の日記書きまではDVD・ゲームとなっています。入所前の学校から課題が送られている児童、意欲のある子どもは午後の自由時間にも学習支援の職員の支援も得ながら学習をしていますが、他の子どもについては、プリント学習以外はほぼ自由に生活することになり、特にTV・ゲーム・DVDの時間が多く割り当てられています。有意義なDVDもあると承知はしていますが、こうした時間を少しでも日課としての学習時間に振り替えられることが望ましいことと思慮されます。一時保護所では、教育の保障をどのようにしていくかを、川崎市3児童相談所での検討会や川崎市の教育委員会とも連携して検討を進めているところでもあり、検討の成果が期待されます。

〈課題、取組むべき事項、具体的な取組内容の提案等〉

取組主体	所見
職員	特にありません
一時保護所	特にありません
設置自治体	「個別児童」の学習支援の充実等、教育の保障をどのようにしていくかが課題です。現在、川崎市3児童相談所での検討会や川崎市の教育委員会とも連携して、この課題に対する検討を進めているとのことですので、その検討の成果が期待されます。
国	1. 性的マイノリティの子どもに対しては、グループでの生活や施設の構造上の制約上、戸籍上の性別で扱うと共に、名前の呼び方や、衣服の色等の工夫を行う等、その扱いはでき得る範囲での対応に限られています。性自認の異なる性的マイノリティの子どもが、自分の意思や要求に沿って生活ができるよう、具体的な取り扱い指針の提示を行う等、子どもの意思や権利を尊重した制度の構築が求められます。 2. 一時保護所の定員超過の状況を緩和するため、委託の現状を踏まえた、当面の対策が望まれます。里親の委託は、神奈川県では、令和4年度21.6%で、近年伸びが鈍化しています。川崎市でも里親の登録数は増えていますが、委託数はほぼ横ばい状態で、委託解除も少なくありません。個別的・専門的なケアを要する児童が増えていることも里親委託が伸びない理由ですが、日本では、子どもを地域全体で養育するという里親文化が、欧米に比べて未成熟なことが背景にあると思われます。こうした中で、子どもを安心して委託できる社会的養護関係施設の役割は大きいものと認められます。施設のユニット化は進められるべきですが、施設の小規模化については、柔軟に捉えるべきものと考えます。都市部等、一時保護所の定員超過や児童の保護日数の長期化が著しい地域では、社会的養護関係施設の定員増や定員の維持が可能となるよう、全国一律の施設の小規模化や小規模施設に手厚い措置費体系を見直す等、一時保護所の定員超過・保護日数延長の削減に向けた実効性のある政策の推進が望まれます。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

＜各評価項目の評価＞

評価項目	項目	評価結果
評価項目 1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
評価項目 2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A
評価項目 3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	S
評価項目 4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
評価項目 5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
評価項目 6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	S
評価項目 7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	B
評価項目 8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	S
評価項目 9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
評価項目 10	個別支援は適切に行われているか	S
評価項目 11	個別対応は適切に行われているか	S
評価項目 12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	B
評価項目 13	被措置児童等の虐待防止に努めると共に、発生時の対応は適切に行われているか	A
評価項目 14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
評価項目 15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
評価項目 16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	B
評価項目 17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
評価項目 18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	S
評価項目 19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	S

〈総評〉

現状の課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組に関する提案等

【評価すべき点】

1. 「子どもの意見を聴取する多様な機会と有効な支援」（評価項目 3・4・5）

子ども 1 人に担当が 2 名付いて、生活の中で常に子どもの意見を傾聴する体制が構築されています。また、意見箱や、子ども会議等で子どもが意見等を述べやすい環境が用意されています。さらに、第三者委員による苦情解決の仕組みに加え、オンブズパーソンに手紙を出せる機会が設けられています。意見表明等支援事業は、令和 6 年 11 月から活用される等、子どもの意見を聴取する多様な機会が設けられています。意見箱については、一時保護所の係長が速やかに対応すると共に、日常や子ども会議での意見・要望

には、即時対応が図られると共に、組織的に検討すべき内容は、職員会議で検討され、適切な対応が図られています。

2. 「一時保護の開始や解除時での適切な説明と配慮」(評価項目 6・8)

一時保護の開始及び解除の際は特に子どもが不安を抱え不安定な状況ですので、一時保護所の担当同士で情報を共有し、児童福祉司と連携の上で、丁寧かつ統一的な対応に努めています。入所時にはオリエンテーションを行うと共に、子どもの状況に応じて随時、説明や相談を行っています。また、入所後 1 週間以内に、携帯用の権利カードを配付して権利についての説明を行い、併せて、同時期に行われる児童福祉司と子どもとの面談に際しては、子どもの状態を児童福祉司に適切に伝えて面談が有意義なものとなるよう図っています。また、一時保護解除に当たっては、児童福祉司との面談に際して、不安になる子どもには、職員が付き添う等の配慮が行われています。

3. 「子ども一人ひとりへの適切な支援と対応」(評価項目 10・11)

一時保護所の中核的な役割でもあり、丁寧な子どもの行動観察が成されています。月に 2 回、必要に応じて随時に、一時保護所の長が主宰する観察会議が開催されています。観察会議の結果は、所長まで報告されます。観察会議では、子ども一人ひとりの現状や、退所に向けての課題解決の見立てを担当が発表し、職員が意見を出し合い、同じ方向で子どもを支援していく体制が図られており、子どもの行動から気持ちを読み取り、自分で選択して行動を進めていける方法を模索して取り組んでいます。また、会議の中では必ず、担当職員の対応に労いの言葉がかけられ、一人ひとりの子どもに職員間で協働しながら向き合い、支援に当たっています。

4. 「エンパワメントにつながる養育・支援」(評価項目・18・19)

日頃から、児童の指導に当たる際には事前に情報を精査して、適切な対応を行えるよう職員間で打ち合わせをしながら、指導に当たっています。虐待を経験し自己肯定感が低い子どもには、職員は子どもが被害を受けている前提で子どもの理解を促し、子どもができたこと、できることを褒めています。また、子どもだからではなく、人間として尊重した適切な対応を行っています。子どもの意見に耳を傾け、希望に對してできることもあればできないこともある中で、「できない」と返すのではなく、理由を伝え、代替案と一緒に考える等、子どもに寄り添いながら支援に努めています。子どもには、常に自分が思っていること等を表現できる環境を作るよう、職員が丁寧に関わり、日々の改善の中で子どもを育てていく姿勢で取り組んでいます。

【課題・提案等】

1. 「今後の見通しの説明について」(評価項目 7)

この項目に B を付した理由は、子どもたちの処遇の決定は児童福祉司（ケースワーカー）の役割でもあり、子どもたちに過度な期待を抱かせる恐れもあること等、今後の見通しについての説明が困難であることから、子どもたちの今後見通しについては、積極的な説明はなされていません。ヒアリングでもほとんどの子どもたちは先行きのことは聞いていないため、B を付しました。止むを得ないことと認められますので、改善提案を行うものではありません。尚、現状の説明や、生活等に係わる子どもの意向は前述の通り、傾聴されています。

2. 「私物の持込の制限について」(評価項目 12)

私物の持込は個室については緩和され、居室管理が認められるケースもあります。集団で生活する幼児には、子ども同士のトラブル等の観点から、家族等に説明をした上で持込を制限し、一時保護所のロッカーで保管することもあります。また、愛着物が必要な幼児には施設内の代替物を提供しています。現在、携帯電話等の取り扱いに留意を要する私物の持込については、川崎市3児童相談所で検討が進められていますので、その成果が期待されます。

3. 「性的マイノリティの子どもを受入れ方針の確立が求められます」(評価項目 16)

性的マイノリティの子どもに対しては、グループでの生活や施設の構造上の制約上、できる範囲での対応に限られています。性自認の異なる子どもが入所した場合は、入所前に戸籍上の性別で扱うことを伝えて、入所後は子どもの希望を尊重し、名前の呼び方や、衣服の色等の工夫、配慮を行っています。一時保護所においても、性的マイノリティの子どもが、自分の意思や要求に沿って生活ができるよう、全国統一した具体的な受入れ方針の確立が求められます。質問項目 15 の「思想や信教の自由の保障」については、ラマダンのお祈りの部屋の提供や、禁忌食物の代替品の提供を行った事例もあります。

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

<各評価項目の評価>

評価項目	項目	評価結果
評価項目 20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
評価項目 21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
評価項目 22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
評価項目 23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	S
評価項目 24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A
評価項目 25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	S
評価項目 26	情報管理が適切に行われているか	A
評価項目 27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	S
評価項目 28	一時保護所がチームとして運営できているか	S
評価項目 29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
評価項目 30	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A
評価項目 31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
評価項目 32	警察との連携が適切に行われているか	A
評価項目 33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜に行われているか	A

〈総評〉

現状の課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組に関する提案等

【評価すべき点】

1. 「各職員の役割の明確化、組織的なマネジメント体制の構築」（評価項目 23）

業務分担表が作成され、それぞれの職員の役割が明確になっています。特に、子どもの支援に直接関わる業務には、主担当・副担当の他、複数の担当が配置され、協働した取組が図られています。また、係長によるスーパーバイズが行われると共に、経験の浅い職員には、それぞれ育成担当を決めて OJT による育成が図られています。

2. 「夜間の警備体制の充実」（評価項目 25）

夜間の勤務職員は、男子・女子・幼児のフロアに 1 名ずつ配置されると共に、緊急時の連絡等の対応に備えてフリーに動ける職員を 1 名配置しています。夜勤者は、夜間の勤務に入る前に夜勤者間で打ち合わせを行い、保護者の強引な引き取り対応等への職員の動き方について確認する等、緊急時対応の万全を期しています。

3. 「職員の専門性の向上、意識の共有化によるチーム力の発揮」（評価項目 27・28）

評価項目 10・11 の観察会議に関して記載したところですが、チーム力の発揮については、一時保護所側でも評価している通り、特筆すべきものがあります。職員間の関係性は良好で、支援の場面や会議の場で意見を出し合い、協力しながら業務遂行が行われています。例えば、新たな保護が発生した場合等、既保護児童と新たな保護児童との状況を踏まえて部屋割りを決定する際、上下や職種の関係なく、適切な対応ができるよう「児童を真ん中に置いた」検討が開始されています。このような姿勢・取組の一端は観察会議を陪席した折にも感じられたところです。また、職員の専門性の向上については、日頃の OJT と共に、評価項目 55 で詳述しますが、職員の研修が充実しています。

4. 「医療機関との連携・警察との適切な連携」（評価項目 31・32）

医療機関との連携は、嘱託の小児科医による月 3 回の健康診断の実施、年 2 回の歯科医師会の歯科健診の実施が行われています。また、被虐待児の児童精神科医の受診や臨床心理士支援、女子の被虐待児童についての産婦人科受診等、必要に応じて他科の受診を行っています。警察との連携は、神奈川県警からの出向で、警察連携担当課長として警察官が常駐しており、管轄の警察署からの円滑な協力が得られる体制が整っています。なお、常勤職員のメンタルについては、産業医の他、児童精神科医師の診察や相談を受ける機会が用意されています。

【課題・提案等】

1. 「プライバシー保護に向けた環境の改善が求められます」（評価項目 20・21・22）

定員超過の状況が続いているため、子どもたちは相部屋にならざるを得ない現状があり、プライバシー確保の面での課題があります。小学校高学年以上の場合は、相部屋になった場合は衝立て仕切り、幼児の場合は、人数によって部屋分けをし、大人数の集団にならないよう工夫しています。また、一人でいることが苦しい子どもについては個別に配慮して対応しています。

第Ⅲ部 一時保護所の運営

<各評価項目の評価>

評価項目	項目	評価結果
評価項目 34	緊急保護は、適切に行われているか	S
評価項目 35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	S
評価項目 36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
評価項目 37	食事が適切に提供されているか	A
評価項目 38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
評価項目 39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
評価項目 40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
評価項目 41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
評価項目 42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
評価項目 43	親子関係再構築支援の視点を持って、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
評価項目 44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	S
評価項目 45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	S
評価項目 46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	S
評価項目 47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
評価項目 48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
評価項目 49	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
評価項目 50	健康上配慮が必要な子どもを受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
評価項目 51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
評価項目 52	感染症の予防に努めると共に、発生時の対応が明確になっているか	S
評価項目 53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
評価項目 54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	S
評価項目 55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	S
評価項目 56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	S

〈総評〉

現状の課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組に関する提案等

【評価すべき点】

1. 「緊急の一時保護に備えた常時 24 時間体制」（評価項目 34）

緊急一時保護は、虐待等子どもの命に関わる危機回避の重要な手段であるため、一時保護所では 24 時間の受入れ態勢を整え、対応に努めています。川崎市の一時保護は、毎年 500 件に上り、その内、南部児童相談所の受入れは毎年 300 件程度と、ほぼ常態化しています。夜間の受入れについても「評価項目 25」で記載の通り、緊急時対応に備えたフリーの職員を配置すると共に、夜勤者は、夜間の勤務に入る前に夜勤者間で打ち合わせを行い、職員の動き方について確認する等、緊急時対応の万全を期しています。

2. 「子どもが安心できる保護所作りに向けた取組」（評価項目 35～42）

一時保護所では、「一時保護所の理念（考え方）」に基づき、「安全で安心できる保護所」を基本目標に、「子どもたちが安全で安心できる保護所づくり」に取組んでいます。取組は、「一時保護所事業評価表」で、毎年の取組実績が評価され、改善に向けた翌年度の取組の方向性を明示して見直し・改善が図られています。

●一日の過ごし方では、幼児等の集団児童と、中・高生の個別児童に分けて日課が定められ、平日の日課も充実しています。年長児等、個別児童の日課は、午前中にプリント学習がある他は、自由時間が多く、生活は子どもたちの自主性に委ねられています。学習支援は、教員資格免許を有している職員が専門に対応し、午後の自由時間に希望をすれば学習支援が受けられます。土・日は、集団児童・個別児童共に、大掃除やホームルームの他は自由時間が多く設けられています。なお、「評価項目 39」の睡眠時間は、平日、土・日ともに午後 9 時 30 分消灯・午前 7 時起床とし、十分取られています。一方、睡眠時間については、幼児も中・高校生も一律であり、受験勉強対応等のニーズを踏まえた就寝時間の在り方については検討を行っています。

●「評価項目 36」のレクリエーション活動について、日常的に体育館や幼児用のテラス、外庭での遊びや運動を多く取り入れ、定期的に所外へも出かけています。外出先については、子どもたちの意見を取り入れて計画を立案し、外食やテイクアウト等も楽しんでいます。また、各種行事も実施しています。特徴である、介助犬（日本介助犬協会へ委託）と子どもたちが交流する活動を毎月行っています。こうした試みは、子どもたちの感性を育み、安心と安定につながる生活環境の実現に大きく寄与していると認められます。

●「評価項目 37」の食事については、調理委託ですが、一時保護所内で調理され保温庫の導入により適時適温で提供されています。献立は和食中心です。一時保護所の栄養士を中心に、業者との給食連絡調整担当を複数設置すると共に、給食会議を開催して児童の摂食状況やニーズを踏まえた献立作りや、味付け、調理方法等、業者への指示・アドバイスをを行い、提供しています。また、アレルギーの事故防止に細心の注意を払い、対応に努めています。緊急一時保護の場合は特に注意して確実な情報収集を行っています。食習慣（食事マナー等）が身に付くよう、栄養士を中心に食育に取組み、年間食育計画を立てて実施しています。

●「評価項目 38」の衣類に関しては、一時保護所であり、子どもに支給することができないため、子どもができるだけ好みに沿って選ぶことができるよう、色やサイズや季節に合った衣類を種々用意しています。衣類は、毎日洗濯して清潔を保っています。普段着に加えて外出に着ていけるような衣服の用意にも努めています。なお、現在は、紛失や破損のリスクや、公平性等の観点から私服の着用を認めていませんが、子どものニーズや個性にも配慮して、私服の着用について保護所内で検討を行っています。

●「評価項目 39」の睡眠、「評価項目 40」の健康管理、「評価項目 41」の学習支援については、前記のとおり概ね適切に行われているものと認められます。

●「評価項目 42」の未就学児の保育については、2つの幼児室と、2つのホール(3F ホール 1.2 を記載しました。)、専用のテラスが用意され、経験値の高い保育士を配置し、子どもの発達段階に応じた適切な保育が成されています。

3. 「問題を抱える児童について、職員の寄り添った対応」(評価項目 44～47)

●「評価項目 44」の子どもの性的問題への対応について、性的被害等問題を抱えた子どもの受入れに際しては、事前情報を職員間で共有し、子どもの心情に配慮しながら統一的な対応を図っています。子どものケアや保護理由の開示等に当たっては、保健師や心理士、医師の支援やアドバイスを得ながら、職員間で対応方法を話し合い、丁寧に関わっています。一時保護所の中では、小学生を対象に、紙芝居や絵本等を活用しプライベートゾーン等の性教育を実施しています。

●「評価項目 45」の他害や自傷行為を行う児童への対応については、職員間で事前情報を共有し最悪の事態を想定しながら居室の場所や職員配置を検討して細心の注意を持って職員連携の下で対応しています。また、必要に応じて児童福祉司や児童心理司の応援を得て対応を強化しています。

●「評価項目 46」の無断外泊を行う子どもへの対応については、危険回避のため深追いをし過ぎないことを職員間で共通認識としています。また、最悪の事態が生じた場合の対応方法についても職員間で周知が図られており、速やかに行方不明届を警察に提出しています。子どもが帰所した時には、「おかえり、心配したよ」と、受入れの言葉を子どもに伝えています。

4. 「総合的な危機管理システムの構築」(評価事項 51～53)

災害や、感染症、事故・リスクの発生や予防に対する総合的な危機管理対策が講じられています。

●「評価項目 51」の災害発生時の対応の明確化については、消防・防災計画に基づき、防災訓練年間計画を策定すると共に、避難訓練マニュアルに沿って毎月、消火・避難訓練を実施しています。防災備品の整備や安全点検、職員の研修等、安全計画内容に応じた取組が行われています。事故防止報告書や、「HAT 報告書」も整備され、共有しています。「HAT 報告書」は、ヒヤリハットの内容に加え、「対処したこと」、「原因と思われること」、「これからの課題」、「担当者で協議した内容・対策案」が記載され、リスク担当が押印した後、一時保護所だけでなく児童相談所長まで合議され、児童相談所全体で共有されています。なお、評価を S でなく A とした理由は、現在、「安全計画」が策定中で、災害に関する「業務継続計画 (BCP)」が策定予定とされていることによります。

●「評価項目 52」の感染予防・発生時対応については、コロナウイルス感染症流行時の経験から、一時保護所を含めて児童相談所の重要な課題として、組織を挙げて取り組んでいます。感染症については、健康管理・衛生管理マニュアルに基づき、日頃の予防に努めると共に、新型インフルエンザ等感染症を想定した「業務継続計画 (BCP)」を策定し、平常時・発生時の対応方法を職員に周知しています。子どもの発熱

があればまず感染症を疑い、速やかに嘱託員の指示を仰ぎ対応を行う等、組織的な対応が図られています。

●「評価項目 53」の運営・業務マニュアルについては、上記の災害や感染症のマニュアルの他、「一時保護所業務マニュアル」や「同緊急対応マニュアル」等、平常時の業務対応や、子どもの暴力や無断外出、急病、保護者の不当な引き取り要求等の緊急事態に対応しています。さらに、新規採用職員や中途採用職員用に「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック 一時保護ガイドラインに沿った実践のために」を配布して、説明・理解を図っています。当該ハンドブックは、「第一部：一時保護ガイドライン、第二部：新任職員のセルフケア、第三部：業務遂行の参考、第四部：事例集」の四部構成となっており、子ども支援の考え方・視点や、対応方法、対応事例等が分かりやすく掲載されています。なお、この項目の評価を S ではなく A とした理由は、災害に関する「安全計画」や「業務継続計画」が作成中、作成予定となっていることによります。

5. 「職員は専門的で質の高い研鑽の機会と、寄り添う支援」（評価項目 54～56）

事業計画・研修計画・支援計画に基づき、高質な職員集団による児童支援が行われています。

●「評価項目 54・55」の事業計画については、南部児童相談所の事業計画と併せて、毎年度、「一時保護所の事業計画」を策定しています。内容は、巻頭に、「川崎市総合計画の該当施策」、「一時保護ガイドライン及び児童相談所運営指針に基づく事業計画の策定と、職員一人一人の目標達成のための取組の着実な推進」、「一時保護ガイドライン抜粋による一時保護所運営の考え方」を記載しています。2 ページに「基本理念・基本方針」、3 ページに「基本目標と事業の自己評価」、4 ページから 8 ページにかけて一時保護所の概要が記載されています。保護所の事業の評価は、毎年「一時保護所事業評価表」により自己評価を実施しています。また、一時保護所の外部評価については 3 年ごとに定期的に実施しています。

●職員の研修については、毎年度研修計画を立て、内部研修と外部研修を実施しています。内部研修については、弁護士や外部講師による、「第三者委員・アドボケイト（代弁）の取り組み」、「こどもの理解と対応」、「こども中心の対応とは」、「里親支援の在り方」等、専門性の高い研修が、毎月実施されています。外部研修では、スキルアップ研修や、国立武蔵野学院付属人材育成センター等の外部の研修機関の研修に参加し、専門性の向上を図っています。

●「評価項目 56」の虐待を受けた子どもたちの対応体制について、上記の研修や OJT を経た専門性の高い児童指導員や保育士が、看護師や医師と連携して子どもたちの支援に当たることができる体制を整備しています。一時保護所と相談部門との協力関係も良好で、協力して被虐待児等の子どもの支援が適切に行われています。

【課題・提案等】

1. 「「個別児童」の学習支援の充実が望めます」（評価項目 41）

個別で生活する中・高校生の平日の日課は、朝 7 時起床、朝食後、TV・ゲーム、プリント学習、昼食後はおやつ・入浴を挟んで、自由時間、DVD・ゲーム、夕食後、就寝前の日記書きまでは DVD・ゲームとなっています。入所前の学校から課題が送られている子ども及び、意欲のある子どもは午後の自由時間にも学習支援の職員の支援も得ながら学習をしていますが、他児については、プリント学習以外はほぼ自由に生活しており、特に TV・ゲーム・DVD の時間が多く割り当てられています。有意義な DVD もあると承知はしていますが、こうした時間を少しでも日課としての学習時間に振り替えられることが望ましいと思

慮されます。保護所では、教育の保障をどのようにしていくかを、川崎市 3 児童相談所での検討会や川崎市の教育委員会とも連携して、検討を進めているところであり、検討の成果が期待されます。

第IV部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

＜各評価項目の評価＞

評価項目	項目	評価結果
評価項目 57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	S
評価項目 58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
評価項目 59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	S
評価項目 60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	S

〈総評〉

現状の課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組に関する提案等

【評価すべき点】

1. 「チーム一体となった子どもに寄り添う支援が行われています」（評価項目 57～60）

観察会議と朝の申し送りの中では、全職員が子ども中心の視点で、子どもにとってより良い方向を模索しています。観察会議では、個々の子どもの日頃の行動観察が丁寧に行われ、子どもの状況や家庭環境、今後の取組課題や担当者の考え方が支援方針の中で明確化されており、限られた時間の中で効率的かつ密度の高い議論や提案が成されています。特に、担当者の見立てや支援方法について、担当者の労をねぎらいつつ、建設的・積極的な議論が交わされています。一時保護所一体となったチームで、子どもに寄り添う支援に取り組んでいます。朝の申し送り事項では、その日の出勤者が参加し、フロアごとの子どもの様子や、配慮事項、行事予定等が共有され、職員は、真剣に耳を傾けると共に、メモや確認・発言等が行われ、各職員の熱心な姿勢が窺えます。相談部門との相互の情報伝達、情報共有、支援方針会議の開催等は問題なく密に行われています。

【課題・提案等】

特になし。

第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き

<各評価項目の評価>

評価項目 61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	A
評価項目 62	行動診断（アセスメント）に基づく支援を行っている	S
評価項目 63	一時保護中の子どもの所持物について、適切に保管されているか	A
評価項目 64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	S

〈総評〉

現状の課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組に関する提案等

【評価すべき点】

1. 「相談部門と連携した適切な一時保護の開始及び解除が行われています」（評価項目 61・62・64）

子どもとの日々の支援の中で、行動観察や子どもとの会話を通じた子どもの意思の把握に努めています。一時保護所では、行動観察に当たっては、特に、子ども間のトラブル等、子どもの心理や行動に大きな変化が生じた時に、いかに職員がスムーズな立て直しを行うことができるかが重要なポイントになると考えています。こういう策が有効か、こうした方法はかえって状況を悪化させた等、子どもとの関わり方を通じて、子どもの状態を捉え、行動観察を行い、行動診断につなげています。また、子どもの退所に当たっては、子どもの将来を見据えて、子どもが継続的に適切な支援が得られるよう関係機関に情報提供・情報連絡を丁寧に行う等、関係機関との連携を図っています。なお、【評価項目 61】については、子どもの行動観察は日々適切に行われていますが、一時保護所ガイドラインに規定する「観察会議の開催が週 1 回」は行われていないため S ではなく A としました。週 1 回の観察会議の開催は、保護期間 2 か月を前提に設定しているものと思われますが、都市部の一時保護所で、定員超過、保護期間延長が常態化しており、さらに被虐待児等、ケアや観察・検討の時間を要する子どもが増えている中で、当該ガイドラインでは原則と記載されていますが、観察会議の一週間ごとの開催を求めることが適切か、疑問が残るところです。

【課題・提案等】

特になし。

事業者コメント

施設名 川崎市南部児童相談所一時保護所
施設長名 右田 佳子

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、令和４年度で２２万件余りとなり、川崎市においても３,９００件を超える状況で、児童虐待相談通告件数の増加傾向は変わらず、児童虐待を取り巻く状況が深刻化しており、児童相談所及び一時保護所の役割はさらに重要なものとなっています。

一時保護所は、保護される子どもが様々な背景を抱えていることも多い上に、突然、家庭と離れて保護となる状況にあることから、子どもにとって安心でき、子どもの権利が守られる場所とならなければなりません。本市では、子どもの立場に立った支援の充実に向けて一時保護所運営等の改善に取り組むため、平成３０年度から第三者による評価を受審しており、今回、南部児童相談所は３回目の第三者評価を受審致しました。

今回、改善が求められる点として、主に次の二点が挙げられました。

一点目は、個別学習の充実について、自由時間を少しでも日課としての学習時間に振り替えることが望ましいこと。二点目は、プライバシー保護に向けた環境の改善について、定員超過の状態が続いており、相部屋にならざるを得ない状況があり、プライバシー保護の面で課題があることでした。一点目の課題については、令和６年度に検討会を立ち上げて、学習の充実について検討を進めており、二点目については、令和７年度に中部児童相談所一時保護所が改築され定員を増やして新たな施設での運営が行われるため、その状況も踏まえて検討を進めてまいります。

優れていると認められる点として、子どもの権利を尊重し、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援と対応について、子どもの意見を傾聴し、できることもあればできないこともある中では、できないと返すのではなく、理由を伝え、代替案を一緒に考える等、子どもに寄り添う支援に努めていると評価をいただきました。また、チーム一体となった子どもに寄り添う支援が行われていることが挙げられ、全職員が子ども中心の視点で、子どもにとってより良い方向を模索し、特に担当者の見立てや支援方法について、担当者の労を労いつつ、建設的・積極的な議論が交わされていると評価をいただきました。

課題として挙げられたものは、必要に応じて検討を進めるとともに、優れているものとして挙げられた点については、引き続き、それを維持してまいります。

一時保護所における保護児童数が多い状況ではあり、その解消については、児童相談所全体で取り組む必要がありますが、一時保護所として保護期間中に子どもたちが安心して安全な生活を送ることができるように、引き続き、一時保護所の環境整備等を進めてまいります。